

事務連絡  
令和3年6月4日

各文部科学大臣所轄学校法人担当課  
大学を設置する各学校設置会社担当課  
各都道府県私立学校主管部課 御中  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を  
受けた地方公共団体の学校設置会社担当課

内閣官房教育再生実行会議担当室

教育再生実行会議 第十二次提言「ポストコロナ期における新たな  
学びの在り方について」の周知について（依頼）

教育再生実行会議は、21世紀の日本にふさわしい教育体制を構築し、内閣の最重要課題の一つとして教育改革を推進するため、平成25年1月より内閣総理大臣の下で開催しております。

この度、第十二次提言「ポストコロナ期における新たな学びの在り方について」を決定しましたので、貴省から関係機関等に対し、広く御周知いただきますよう、御協力の程よろしくお願いいたします。

(別添1) 第十二次提言「ポストコロナ期における新たな学びの在り方について」

【概要】

(別添2) 第十二次提言「ポストコロナ期における新たな学びの在り方について」

【本文】

※冊子による配布はありません。提言は総理官邸HPにも掲載しています。

(HP : <https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kyouikusaisei2013.html>)

【照会先】

内閣官房教育再生実行会議担当室

担当 熊谷、竹下、持永

(代表電話) 03(5253)4111(内線 3535)

(直通電話) 03(6734)3535

E-mail : [ksjikkou@mext.go.jp](mailto:ksjikkou@mext.go.jp)